別紙1

型式住宅部分等製造者認証の概要

【認証の対象】

・規格化された型式住宅部分等(プレハブ住宅など)の製造・新築を行う者

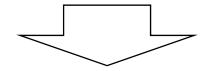
【認証の基準】

- 当該型式が住宅型式性能認定※を受けたものであること
- ・工場での製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に 必要な技術的生産条件が適切なものであること

【認証を行う者】

・原則、国土交通大臣の登録を受けた者(登録住宅型式性能認定等機関)

※住宅型式性能認定:型式住宅部分等が構造・劣化対策等の性能表示項目に規定する性能を有することをあらかじめ登録住宅型式性能認定等機関が認定



【認証の効果】

〇設計住宅性能評価において、認証の対象となっている構造・劣化対策等の 各性能表示項目について型式に適合するものとして、設計図書と評価基準 を照合し評価を行う手続きが省略される。

【評価の際、申請書に添付されている認証書と設計内容説明書の記載事項を 照合することのみでよい】

〇建設住宅性能評価において、認証の対象となっている構造・劣化対策等の 各性能表示項目について、建築士である工事監理者によって設計図書のと おりに工事が実施されることが確認されたものは、型式に適合するものと して対象となる住宅と設計図書を照合し評価を行う手続きが省略される。

【評価の際、建築士である工事監理者が作成する工事監理報告書等を確認するとともに、申請書に添付されている認証書と施工状況報告書の記載事項を照合することのみでよい】